

「パートナーシップ構築宣言」

当社グループは、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携

当社グループは、創業期、成長期、安定期、成熟期といった取引先のライフステージから生じるさまざまな課題やニーズに対し、外部企業・機関とオープンイノベティブな連携を行いながら、創業支援、M&A・事業承継支援、国際ビジネス支援等、幅広いソリューションを提供します。

b. IT 実装支援

当社グループの株式会社西日本シティ銀行は、2020年10月、IT専門人財を外部パートナー企業から受け入れ、取引先の業務デジタル化ニーズを支援する「デジタルソリューションチーム」を設置しました。同チームが中心となり、取引先を深く理解する営業店行員、グループ会社、外部パートナー企業が連携し、取引先の生産性向上に資するデジタル化を積極的に支援します。

c. 専門人材マッチング

当社グループの株式会社NCBリサーチ＆コンサルティングは、2019年4月、地元企業の人材に関する課題解決のため、有料職業紹介事業者の許認可を取得しました。当社グループは、外部の提携人材紹介業者とも連携し、取引先の多様な求人ニーズにお応えします。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益

を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とするよう努めます。

③知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

当社グループは、グループ経営理念「高い志と誇りを持って時代の変化に適応し、お客さまとともに成長する総合力 No.1 の地域金融グループ」を目指し、「お客さま起点の”One to One ソリューション”」をヒューマンタッチとデジタルの両面で提供し、地域社会とお客さまの発展に貢献してまいります。

2021 年 11 月 22 日

株式会社西日本フィナンシャルホールディングス

取締役社長 村上 英之